

令和3年11月5日
公益社団法人新潟県薬剤師会 作成

※本資料については、令和3年9月27日付の日本薬剤師研修センターの通知「薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の稼働時期等について」で示されている内容をもとに作成したものです。詳細は同連絡をご確認ください。

【日本薬剤師研修センター研修認定制度】

令和4年1月10日までに認定申請(新規・更新)を控えている薬剤師へ

重要なお知らせ

1. 日本薬剤師研修センターの薬剤師研修・認定電子システム（PECS）の全面的な本稼働時期が令和4年4月1日に延期し、PECSによる認定申請が令和4年1月11日に開始する予定となったことに伴い、現行の手帳等を利用した「**研修認定薬剤師**」および「**漢方薬・生薬認定薬剤師**」にかかる認定申請の申請書類送付期限および認定申請料払込期限が以下のとおりとなっています。

【申請書類送付期限】令和3年12月31日（消印有効）[個人から研修協議会への申請期限]

【認定申請料払込期限】 **令和3年11月30日（火）**

[個人から研修センターへの払込期限]

※令和4年1月1日から1月10日まで（上記の申請期限の翌日からPECSによる認定申請の開始の前日まで）は、いずれの方法においても認定申請を受け付けないとのことですので、その間に申請する必要がある場合は、現行の手帳等を利用した申請にて、令和3年12月31日までに必ず申請してください。

※12月1日以降に認定申請料の払込をした場合は申請受付不可となります。令和4年1月10日までに認定申請を予定している方はご注意ください。

以上